

CISG-online 5643	
Jurisdiction	Japan
Tribunal	東京地裁 (District Court Tokyo)
Date of the decision	03 June 2019
Case name	<i>Rolser S.A. v. Global Living Inc.</i>

[Held:]

“1 被告は、原告に対し、2万9674.29ユーロ並びにうち1044.29ユーロに対する平成25年6月19日から、うち1万1987.44ユーロに対する同年8月8日から、うち844.29ユーロに対する同月25日から各支払済みまで年4%の割合による金員及びうち1万5798.27ユーロに対する平成29年10月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決の第1項は仮に執行することができる。”

[Upon the grounds stated below:]

“1 請求

主文同旨

2 請求原因

別紙「請求の原因」記載のとおり。

3 当裁判所の判断

本件請求原因事実に争いはない。なお、被告は、「相殺などの和解を希望致します」とし、第1回弁論準備手続期日において陳述された答弁書の別紙には相殺の自働債権に関する記載がされているが、被告によれば、これは、和解のための事情として主張するものにすぎず、相殺の抗弁を主張するものではないというのであるから、この点について判断の必要はない。よって、主文のとおり判決する。”

別紙 請求の原因

“第1 当事者 原告は、ショッピングカート、アルミニウム製はしご、家庭用金属製家具製品の製造、流通、マーケティング及び売買を業とするスペインの株式会社

である。被告は、室内家具装飾品の加工及び販売、日用品雑貨の生産及び輸入販売等を業とする日本の株式会社である。

第2 国際裁判管轄権並びに条約及び準拠法の適用について 本訴訟は、スペイン企業と日本企業との紛争であることから、国際裁判管轄権、並びに、条約及び準拠法の適用が問題となる。そこで、まずこれらについて述べ、次に請求の原因について述べる。

1 国際裁判管轄権

本訴訟における国際管轄は日本となる（民事訴訟法第3条の2第3項）。本訴訟は、法人たる被告の登記簿上の本店所在地が「日本国内にある」こと、及び、後述するとおり、被告の「営業所」の「所在地が知れない場合」であったとしても、

「代表者」の「住所が日本国内にある」ことから、日本の裁判所に国際裁判管轄権が認められる（民事訴訟法第3条の2第3項。甲1「履歴事項全部証明書」）。

また、被告の登記簿上の本店所在地、及び、被告の「代表者」の「住所」が東京都葛飾区にあることから、原告は、御庁において本訴訟を提起した（同法第4条第1項、第4項）。

2 条約及び準拠法の適用

（1）条約の適用について 原被告間で締結された売買契約は、「営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約」、いわゆる国際物品売買契約である（国際物品売買契約に関する国際連合条約（以下「C I S G」という。）第1条第1項柱書。甲2「C I S G抜粋」）。原被告の本店所在地であるスペインと日本は、いずれもC I S Gの締約国であり、C I S Gの条文を留保せずに批准している（甲3「C I S G加盟国一覧表」）。したがって、原被告間の売買契約には、C I S Gが直接適用される（C I S G第1条第1項a号）。また、C I S Gが適用されない事項については、契約の準拠法を適用する。

（2）準拠法について 法律行為の成立及び効力に関する準拠法は、「最も密接な関係がある地の法」となるところ（法の適用に関する通則法8条第1項）、法律行為が「特徴的な給付を当事者の一方のみが行うもの」であるときは、「その給付を行う当事者の常居地法（その当事者が当該法律行為に関係する事業所を有する場合にあっては当該事業所の所在地法）」が「最も密接な関係がある地の法」と推定される（同法同条第2項）。原被告間の売買契約は、原告が被告に商品を引き渡すという「特徴的な給付を当事者の一方のみが行うもの」であるところ、原告の事業所はスペインにあることから、「最も密接な関係がある地の法」は、スペイン法と推定される。よって、本件売買契約の準拠法はスペイン法となる。

第3 請求の原因

1 売買代金請求について

(1) 売買契約の締結

原告は、被告に対し、以下のとおり、商品売り渡した（C I S G第31条a号）（以下、売買契約〔1〕〔2〕〔3〕を総称して「本件売買契約」という。）。

ア 売買契約〔1〕 契約締結日 注文日である平成25年3月14日から請求書発行日である同年同月25日の間（甲4「注文書G L - 13007番」、甲5「請求書4000022番」）商品 ショッピングカート72台（甲5）代金額 1, 044. 29ユーロ（甲5）代金支払日 同年6月18日（甲5）引渡し 同年3月25日、原告の本社にて、被告が指定した貨物利用運送事業者キューネ・アンド・ナーゲル株式会社の下請業者であるトランスカルボ有限会社に対して引渡し（甲6「平成25年3月25日付け貨物受取証」、甲7「航空運送状」）

イ 売買契約〔2〕 契約締結日 平成25年5月6日（甲8「注文書4000039番」）商品 ショッピングカート586台（甲8）代金額 11, 987. 44ユーロ（甲8）代金支払日 同年8月7日（甲9「請求書4000054番」）引渡し 同年5月14日、原告の本社にて、被告が指定した貨物利用運送事業者キューネ・アンド・ナーゲル株式会社の下請業者であるアルフレド・ロイグ・フォンス有限会社に対して引渡し（甲10「平成25年5月14日付け貨物受取証」）

ウ 売買契約〔3〕 契約締結日 平成25年5月30日（甲11「注文書4000078番」）商品 ショッピングカート124台（甲11）代金額 844. 29ユーロ（甲11）代金支払日 同年8月24日（甲12「平成25年5月30日付け請求書4000065番」）引渡し 同年5月31日、原告の本社にて、被告が指定した貨物利用運送事業者キューネ・アンド・ナーゲル株式会社の下請業者であるトランスカルボ有限会社に対して引渡し（甲13「平成25年5月30日付け貨物受取証」） ところが、被告は、各代金支払日を経過しても、現在に至るまで、上記各売買代金（以下、総称して「本件未払い代金」という。）を支払っていない（C I S G第53条、第62条本文）。

(2) 遅延損害金について 本件未払い代金については遅延損害金が発生し、その発生時期や利率については、スペイン法に従う（C I S G第7条第2項、第78条）。 本件未払い代金については、当事者間の利息に関する合意がないため、法定利息による（スペイン民法第1108条。甲14「スペイン民法抜粋」）。 スペインの法定利息は、国家予算に関する法律によって年毎に決定されるところ（法律上の金利の変更に係る1984年6月29日法律24号第1条。甲15

「1984年6月29日法律24号抜粋」）、平成25年の法定利率は、年4パーセントである（2013年国家一般予算に関する2012年12月27日法律17号附則39第1条。甲16「2012年12月27日法律17号抜粋」）。したがって、本件未払い代金について、各代金支払日の翌日から各支払い済みまで、年4パーセントの遅延損害金が生じる。

（3）小括

よって、原告は、被告に対し、本件未払い代金13,876.02ユーロ、並びに、うち金1,044.29ユーロに対する売買契約〔1〕の代金支払日の翌日である平成25年6月19日から、うち金11,987.44ユーロに対する売買契約〔2〕の代金支払日の翌日である同年8月8日から、及びうち金844.29ユーロに対する売買契約〔3〕の代金支払日の翌日である同年8月25日から各支払い済みまで、スペイン法所定の年4パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

2 運送費等について

（1）運送費等について

原告及び被告は、原被告間で締結された全ての売買契約において、商品の引渡しに伴う運送費を全て被告が負担する旨合意した。しかしながら、平成23年から24年にかけて、被告は、訴外ユナイテッド・パーセル・サービス・イ・カンパニア・SRC（以下「訴外UPSスペイン」という。）に対し、運送費を支払わなかった。平成25年の初め頃、UPSスペインが被告に運送費等の支払いを求めたところ、被告は運送費等の未払いを認め（甲17「メール」）、同年2月26日、訴外UPSスペインに対して支払合意書を提出した（甲18「支払合意書」）。それにもかかわらず、被告が運送費等を支払わなかったことから、原告は、訴外UPSスペインから、運送費等14,388.38ユーロ及び利息4,316.51ユーロの支払いを求める強制執行の申立てを受け、平成26年9月30日、強制執行の決定を受けた（甲19「命令書」）。その後、原告は、訴外UPSスペインとの間で、強制執行の決定を受けた金額のうち利息を除いた金額（運送費等14,388.38ユーロ）を被告に代わって支払う旨合意した。そして、原告は、平成26年12月22日、裁判所を通じて、訴外UPSスペインに対し、運送費等14,388.38ユーロを支払うと共に、手数料7.19ユーロを支払った（合計14,395.57ユーロ。以下「本件支払金」という。甲20「送金証明書」）。原告は、平成29年9月29日、被告に対し、内容証明郵便による通知を送付して、運送費等に係る金額の支払いを請求し（CISG第61条第1項b

号。甲21「通知書」）、同年9月30日、同通知が到達した（甲22「配達証明書」）。しかし、被告は、現在に至るまで、これを支払っていない。

（2）遅延損害金について

本件支払金については、原告が被告に対してこれを請求した日の翌日である同年10月1日から遅延損害金が生じる（CISG第78条、スペイン民法第1108条）。平成29年のスペイン法定利率は、年3パーセントである（2017年国家一般予算に関する2017年7月27日法律3号附則44第1条。甲23「2017年7月27日法律3号抜粋」）。

（3）小括

よって、原告は、被告に対し、本件支払金14,395.57ユーロ及びこれに対する平成29年10月1日から支払い済みまで、スペイン法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

3 弁護士費用について

（1）弁護士費用について 原告は、訴外UPSスペインより本件輸送費等の請求を受けたことから、その対応を顧問弁護士に委任し、弁護士費用として1,402.70ユーロ（以下「本件弁護士費用」という。）を支払った（甲24「費用明細書」、甲25「国内送金証明書」）。国際物品売買契約における「当事者の一方による契約違反についての損害賠償の額は、当該契約違反により相手方が被った損失（得るはずであった利益の喪失を含む。）に等しい額とする。そのような損害賠償の額は、契約違反を行った当事者が契約の締結時に知り、又は知っているべきであった事実及び事情に照らし、当該当事者が契約違反から生じ得る結果として契約の締結時に予見し、又は予見すべきであった損失の額を超えることができない（CISG第74条）。

被告は、長年にわたって原告と貿易取引をしてきた輸入業者であることから、本件売買契約締結当時、荷受人である被告が運送業者に運送費を支払わなければ、荷送人である原告が、運送業者から運送費を請求され、法的措置を採られる可能性があることを予見できた。また、被告は、そのような事態になった場合、原告としては顧問弁護士に対応を委任しなければならず、弁護士費用が発生し、原告に損失が生じ得ることを予見できた。したがって、被告は、本件弁護士費用について損害賠償責任を負う。原告は、被告に対し、平成29年9月29日、内容証明郵便による通知を送付して本件弁護士費用の損害賠償を請求し（CISG第61条第1項b号。甲21「通知書」）、同年9月30日、同通知が到達した（甲22「配達証明書」）。しかし、被告は、現在に至るまで、これを支払っていない。

（２）遅延損害金について

本件弁護士費用については、原告が被告に対してこれを請求した日の翌日である平成２９年１０月１日から、年３パーセントの遅延損害金が発生する（ＣＩＳＧ第７８条、スペイン民法第１１０８条、２０１７年国家一般予算に関する２０１７年７月２７日法律第３号附則４４第１条。甲２３「２０１７年７月２７日法律３号抜粋」）。

（３）小括 よって、原告は、被告に対し、本件弁護士費用金１，４０２，７０ユーロ及びこれに対する平成２９年１０月１日から支払い済みまで、スペイン法所定の年３パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

４ 結論

よって、原告は被告に対し、金２９，６７４，２９ユーロ、並びに、うち金１，０４４，２９ユーロに対する平成２５年６月１９日から、うち金１１，９８７，４４ユーロに対する同年８月８日から、うち金８４４，２９ユーロに対する同年８月２５日から各支払い済みまで、スペイン法所定の年４パーセントの割合による遅延損害金、及び、うち金１５，７９８，２７ユーロに対する平成２９年１０月１日から支払い済みまで、スペイン法所定の年３パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

第４ 補充主張

１ 運送費について

（１）原告は、被告に対し、１４３９５，５７ユーロ（運送費１４３８８，３８ユーロ及び振込手数料７，１９ユーロ）及びこれに対する平成２９年１０月２日以降の遅延損害金（甲２０）を請求している。これは、国際物品売買契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権（ＣＩＳＧ第６１条第１項ｂ号）によるものである。被告は、原告との間で、本件売買契約に伴う運送費を全て荷受人である被告自身が負担する旨の合意をした。その上で、被告は、訴外ＵＰＳスペイン（以下「ＵＰＳ」という。）に対し、本件売買契約の目的物の運送を依頼し、これを受けて、原告は、ＵＰＳの下請業者に対し目的物を引渡した。その後、ＵＰＳは、被告に対し運送費を支払うよう繰り返し求めたが、被告はこれを支払わなかった。そのため、次の（２）に述べるＵＰＳの運送約款に基づき、荷送人である原告がＵＰＳに対し当該運送費を支払うこととなった。

（２）ＵＰＳの運送約款においては、最初に荷受人に運送費を請求すべきものとされている場合、ＵＰＳは、それに従ってまず荷受人に運送費を請求することとなっている（運送約款５．２，甲２９の１，２９の２）。次に、運送費がその最初の

支払義務者によってUPSに支払われない場合、当該運送費は、荷送人によって支払われるべきものとされており、荷送人は最終的な支払義務者とされている（運送約款5. 2, 甲29の1, 29の2） 本件において、UPSは、被告（荷受人）が運送費を支払わなかったため、上記運送約款の規定により最終的な支払義務者となる原告（荷送人）に対し、未払いの運送費及び遅延損害金の支払いを請求し、強制執行を申し立てた。 その結果、原告は、被告に代わってUPSに対し、当該運送費14388. 38ユーロを支払った。 こうして、原告は、被告の債務不履行により、14395. 57ユーロ（運送費等及び振込手数料）の損害を被った。

2 弁護士費用について

原告は、被告に対し、UPSから上記1の運送費等の請求を受け強制執行を申し立てられた際、スペインにおける顧問弁護士に委任してその対応に当たった。本訴で請求する弁護士費用は、この時の弁護士費用である（甲24, 25）。これについても、原告は、被告の原告に対する国際物品売買契約の債務不履行に基づく損害賠償請求（CISG第61条第1項b号）として、本訴において支払いを求めるものである。 すなわち、原告は、被告の上記1の運送費支払債務の不履行によりUPSから強制執行を申し立てられたため、スペインにおける顧問弁護士に依頼して法的な対応をとらざるを得ず、弁護士費用1402. 70ユーロを支払った。仮に被告がUPSに対し上記1の運送費支払債務を履行していたならば、原告が強制執行の申立てを受けることもなく弁護士に依頼する必要もなかったから、上記弁護士費用は、被告の債務不履行の事実と相当因果関係がある原告の損害である。”